

松波中学校 修学旅行実施（延期または行先変更）の判断基準（R3.9.13）

1 外的要因に係る判断基準

(1) 前日までの実施の判断基準

下記の①～⑤の状況をすべて満たしている場合、実施可能と判断する。

①能登町内で複数のクラスター感染が起きるなど大幅な感染拡大の状況でないこと

②旅行先及び石川県が、以下の状況であること

- ・政府より緊急事態宣言が出されていない
- ・石川県独自の緊急事態宣言及び県境をまたぐ移動自粛要請が出されていない
- ・旅行先の都道府県が独自の緊急事態宣言を出していない

※ 現在発令中の金沢市を対象地域とする「まん延防止等重点措置」の動向は参考とする。

③旅行先及び能登町を対象とした「まん延防止等重点措置」が出されていないこと

④『能登町立小中学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理ガイドライン

(R3.9.3)』その他における具体的な感染予防対策が講じられていると校長が判断していること

⑤修学旅行の計画および感染防止対策について生徒および保護者に十分な説明をした上で、当該学年在籍生徒の保護者全員から参加承諾書の提出を求め、参加を承諾する保護者が80%以上であること

(2) 当日（出発時）における実施の判断基準

上記の、「(1) 前日までの実施の判断基準」について、①～④の状態が維持されており、かつ次に示す「2 (1) 出発までの生徒の状況②」の状況（本人または本校生徒が陽性者と特定された場合）に該当しない場合、実施可能と判断する。

2 生徒の状況に係る判断基準（教員についても以下に準ずる）

(1) 出発までの生徒の状況

①PCR検査等の結果待ち、本人または同居者が濃厚接触者と特定された場合

⇒本人の参加は不可、修学旅行は実施

②本人または本校生徒（他学年生徒を含む）が陽性者と特定された場合

⇒本人の参加は不可

保健所ならびに町教委の指導のもと実施を判断

(2) 出発後の生徒の状況

①発熱・風邪症状、濃厚接触者と特定、PCR受検が必要になった場合

⇒離団（隔離）、修学旅行は継続

※ 隔離の場合、公共交通機関の利用不可のため保護者が自家用車で迎えに来ることを原則とする。

②陽性者と特定された場合

⇒離団（入院）、修学旅行は活動停止

以後、保健所ならびに町教委の指導のもと行動を判断